

大野市コミュニティ会館等増改築事業補助金交付要綱

(平成19年5月22日告示第72号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区活動の拠点となる施設（以下「コミュニティ会館等」という。）の増改築に対する補助金の交付について、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、自治会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に定める地縁による団体で、過去にこの補助金の交付を受けたことがないもの又は市長が特に認めるものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、コミュニティ会館等の増築又は改築に係る経費で、5,000,000円を上限とし、2,000,000円を下限とする。この場合において、当該コミュニティ会館等の増改築に伴う用地の取得、造成及び賃借の費用並びに補償費は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、2,500,000円を限度とする。

(事業実施計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、大野市補助金等交付規則第5条に定める補助金等交付申請書に、同条第1号に定める事業計画書に代えて、事業実施計画書（別記様式）を添付して市長に提出するものとする。

(環境への配慮)

第6条 コミュニティ会館等の増改築に当たっては、地区の実情や施設の構造等を勘案しつつ、地区周辺の景観と調和のとれた外観及び福井県福祉のまちづくり条例（平成8年福井県条例第38号）に定める整備基準に配慮するものとする。

(施設の管理)

第7条 この補助事業による助成を受けたコミュニティ会館等は、常に良好な状態で管理し、最も効率的な運用を図るものとする。

- 2 コミュニティ会館等の管理者は、当該コミュニティ会館等の管理の現状を明確にするため、当該コミュニティ会館等の所在、構造、規模、取得価格、取得年月日等を記載した施設管理台帳を備えておくものとし、管理・利用規程を定めて適正な管理を行うものとする。
- 3 コミュニティ会館等の管理者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間内において、この補助事業によって効用の増加したコミュニティ会館等の移転、更新又は増築、改築若しくは模様替えをしようとするときは、市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定は、天災その他災害を受けた場合において準用する。
- 5 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められた耐用年数に相当する期間内において、この補助事業による助成を受けたコミュニティ会館等を、コミュニティ会館等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、コミュニティ会館等の管理者は、その旨を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成19年5月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（大野市集落センター等増改築事業補助金交付要綱等の廃止）

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 大野市集落センター等増改築事業補助金交付要綱（平成14年告示第49号）
- (2) 大野市ふれあい会館等増改築事業補助金交付要綱（平成18年告示第60号）

別記様式（第5条関係）

年度コミュニティ会館等増改築事業実施計画書

地区名	
事業主体名	
地区戸数	
地区人口	

1 地区の特性

2 施設整備計画

(1) 施設増改築の必要性

(2) 施設の利用状況

(3) 整備計画概要

事業内容	事業費 千円	市補助金 千円	地区負担 金 千円	その他 千円

(4) 環境及び都市景観への配慮事項

3 添付書類・資料

- (1) 事業主体の規約及び構成員名簿
- (2) 施設の管理規程
- (3) 事業実施位置図（住宅地図可）
- (4) 改築又は増築の内容が分かる立面図及び平面図
- (5) 改築又は増築に対する収支計画
- (6) 事業費積算根拠
- (7) その他参考資料